

明石市長 丸谷 聡子
(公印省略 財務室契約担当)

公募型業務委託見積合せの実施について

令和 7 年度に予定している業務委託について、公募型業務委託見積合せを実施しますので、参加を希望される方は、下記要領により申請書等を提出してください。

記

1 対象業務

- | | |
|----------|-----------------------------------|
| (1) 業務番号 | 2024200510 |
| (2) 業務名 | 現場技術業務委託 |
| (3) 業務場所 | 明石市中崎 1 丁目 5 番 1 号 (明石市役所) |
| (4) 業務概要 | 現場技術業務委託 (現場技術員 : 2 名) …12 ヶ月 |
| (5) 履行期間 | 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで |

2 見積合せ参加要件 (参加者は、次のすべての要件に該当していること。)

- (1) 明石市入札参加資格者名簿 (コンサルタント) に建設コンサルタント「道路」で登録されていること。
- (2) 以下に掲げる①から④までのいずれかに該当すること。
 - ① 明石市内の本店で登録している者 (市内業者)
 - ② 明石市内に支店・営業所等を有しており、同支店・営業所等において契約締結の代理人を置く登録を行っている者 (準市内業者)
 - ③ 兵庫県内又は大阪府内の本店で登録をしている者
 - ④ 兵庫県内又は大阪府内に支店・営業所等を有しており、同支店・営業所等において契約締結の代理人を置く登録を行っている者
- (3) 平成 27 年 4 月 1 日から令和 7 年 1 月 31 日までの間に国内において、国、地方公共団体又はそれに準じる機関 (公社、公団、事業団等) の発注に係る「道路工事に係る現場技術業務」を元請として完了した業務実績を有すること。
- (4) 建設コンサルタント登録規程 (昭和 52 年建設省告示第 717 号) における道路部門の登録があること。
- (5) 下記に掲げる①から③までのいずれかの資格を有し、かつ、資格取得後 5 年以上の実務経験を有する者を保有しており、その者を本業務の管理技術者として配置できること。(専任性は求めません。)
 - ① 一級土木施工管理技士
 - ② 技術士法 (昭和 58 年法律第 25 号) に基づく総合技術監理部門技術士「建設 - 道路」もしくは建設部門技術士「道路」で登録されている技術士
 - ③ シビルコンサルティングマネージャー (RCCM) 「道路」の資格保有者※なお、資格取得後 5 年以上の実務経験を有する者とは、公告日から 5 年以上前に資格を取得し、かつ、当該資格を取得した日から公告日までの間において当該資格を必要とする業務に 1 件以上従事した経験を必要とする。
- (6) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。

- (7) 明石市契約規則（平成5年規則第10号）第3条の規定に該当しないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合は、この限りではない。
- (9) 明石市の指名停止期間中でないこと。なお、公告日から見積合せの日までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。
- (10) 公告日において納期限が到来している明石市税を見積合せの日の前日までに完納していること。
- (11) 見積合せ日の前日において、国税（法人税（個人にあつては所得税）並びに消費税及び地方消費税）を完納していること。また、契約予定者となった場合は、令和7年4月1日までの間に、国税の滞納がないことを証する納税証明書を提出できること。
- (12) 設計図書・特記仕様書等の内容を熟知し、業務内容等を十分に理解した上で見積合せに参加できること。

3 設計図書のダウンロード

- (1) 期間
令和7年2月25日（火）からダウンロード可能
- (2) 方法
上記期間内に明石市ホームページ「入札コーナー」より設計図書等のファイルをダウンロードしてください。通信環境等の問題でダウンロードができない場合は、財務室契約担当にてファイルをコピーしますので、あらかじめ電話連絡（078-918-5012）の上、CD-R等の記録媒体（USBメモリは不可）を持参してください。

4 設計図書等に対する質問及び回答

- (1) 設計図書等に関して質問しようとする者は、下記期間内にファクシミリ（078-918-5153）により財務室契約担当へ設計図書等に関する質問書（指定様式）により提出してください。
令和7年2月25日（火）から令和7年3月4日（火）午後1時まで
- (2) 質問に対する回答
令和7年3月6日（木）午後1時から明石市ホームページ「入札コーナー」において公表します。

5 見積合せ参加申込み

- (1) 参加を希望する者は、次に掲げる書類を専用封筒（青色）により郵送してください。なお、専用封筒は財務室契約担当にて無料で配布しています。
 - ア 公募型業務委託見積合せ参加申請書（指定様式）
 - イ 見積書（指定様式）
 - ウ 業務費内訳書（指定様式）
 - エ 業務実績調書（指定様式）及び業務の実績を証する契約書等（写）
 - オ 建設コンサルタント登録規程における道路部門の登録があることを証する書類（写）
 - カ 配置予定管理技術者調書（指定様式）及び資格取得後5年以上の実務経験を証する書類（写）
 - キ 配置予定管理技術者の資格及び雇用関係を証する書類（写）
- (2) 封筒の提出については、持参は認めません。必ず、下記により書留等（簡易書留も可）の、郵便局が配達し、明石市が受領した事実の証明が可能な方法にて郵送してください。
 - ア 令和7年3月6日（木）午後1時に、明石市ホームページ「入札コーナー」に設計図書等に対する質問及び回答を掲載しますので、必ずこれを確認の後、郵送してください。
 - イ 提出期限は、令和7年3月11日（火）（明石郵便局必着）です。

6 見積合せの日時及び場所

(1) 日時

令和7年3月14日（金）午前9時30分（予定） ※状況により前後します。

(2) 場所

明石市役所 本庁舎8階 804会議室

7 入札保証金

免除

8 契約保証金

契約金額の10分の1以上を納付すること。ただし、明石市契約規則第25条に該当する場合は免除等行う場合がある。

9 消費税の取扱い

見積金額は、契約希望金額の110分の100で記載してください（税抜で記載）。

契約締結に際しては、落札金額に10%を加算した額で契約を行います。

なお、1円未満の端数は、この金額において切り捨てます。

10 支払条件

前金払 無 部分払 無 全額完了払

11 予定価格（税抜）

33,713,000円

※予定価格を超える金額で見積を行った場合は無効となります。

12 変動型最低制限価格制度の準用

本見積合せにおいては、制限付一般競争入札における変動型最低制限価格制度を準用します（最低価格見積者から有効な下位5者の見積金額の平均の85%未満の見積者は失格とする。）。

13 暴力団排除に関する誓約書の提出について（契約締結時の注意事項）

明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱第5条第1項の規定により、契約金額が200万円を超える場合には、契約予定者は令和7年4月1日までに、自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を提出していただきます。

契約締結期限までに当該誓約書が提出されていない場合には契約を締結しません。

この場合において、見積・契約等に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、見積合せ参加者の負担となりますのでご注意ください。

また、明石市入札参加者等指名停止基準別表第2第8項第9号アの規定により、指名停止措置（3か月）を行います。

14 契約条項等を示す場所

明石市契約規則、明石市業務委託契約約款、応募案内、入札のしおり等については、財務室契約担当及び明石市ホームページ「入札コーナー」において閲覧することができます。

15 見積に関する条件

- (1) 見積書が指定の日時までに到着していること。
- (2) 見積者が同一事項について2通以上した見積でないこと。
- (3) 見積者の記名押印があり、見積内容が明確であること。
- (4) 見積金額が明確であること及び見積金額が訂正されていないこと。
- (5) 談合その他の不正行為によって行われたと認められる見積でないこと。

16 無効とする見積

- (1) 見積に参加する者として必要な資格のない者の行った見積
- (2) 虚偽の申請により資格を得た者の行った見積
- (3) 見積に関する条件に違反した見積

17 見積結果及び契約について

- (1) 見積合せの場所においては、一旦全件保留とし、参加資格について事後審査を行います。
- (2) 資格審査については、最低価格見積者から順次行い、審査の結果、参加要件を満たしていることが確認できた時点で契約予定者を決定します。
- (3) 見積結果は、明石市ホームページ「入札コーナー」にて掲載します。

18 年度開始前準備行為

本見積合せについては、令和7年度予算の成立を前提に行う年度開始前準備行為であり、本業務委託における予算が成立した場合には、当該契約予定者と令和7年4月1日に契約を行うこととなります（ただし、令和7年4月1日時点においても契約予定者が見積合せ参加要件のすべての項目を満たしている必要があり、見積合せの参加要件を一項目でも満たしていないこととなった場合は失格となります。この場合においては、次順位以下の見積合せ参加要件を全て満たす者と契約を行うこととなります。）。

なお、本業務委託における予算が成立しなかった場合には契約は行いません。この場合、本見積合せ等に要したすべての費用について明石市に請求することができず、本見積合せ参加者の負担となりますのでご注意ください。

19 その他

- (1) 明石市法令遵守の推進等に関する条例（平成22年条例第4号）に定める不当要求行為等を行った場合には、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (2) この業務の見積合せに参加を希望する方は、事前に必ず明石市ホームページ「入札コーナー」掲載の業者登録一覧表で業者コード等を確認した上で申し込んでください。
- (3) 提出書類等に不備がある場合は無効となるので、この業務の見積合せに参加を希望する方は、事前に必ず明石市ホームページ掲載の応募案内を確認した上で申し込んでください。
- (4) 適正な技術者等の配置が条件となっている場合には、この見積における契約締結時に適正な技術者等の配置が必要となります。適正な技術者等の配置ができなかった場合には、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (5) 見積参加の際に提出を必要とする書類等において、虚偽の記載等の不正な行為が判明した場合には、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (6) 最低価格見積者であっても、変動型最低制限価格制度又は資格審査において必ずしも契約予定者とならない場合があります。

この場合において、見積合せ等に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、見積合せ参加者の負担となりますのでご注意ください。

- (7) 明石市内に本店を有するか、明石市内の支店等に権限を委任している個人事業主が見積合せに参加する場合、

明石市税の納税状況確認のため、個人事業主が居住する住所地を見積合せ当日に確認することがありますので、
ご注意ください。

公募型業務委託見積合せ参加申請書

令和 年 月 日

明石市長 様

(申請者)

住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

印

電 話 番 号

F A X 番 号

業 者 コー ド

下記業務について、公募型見積合せに参加したいので、関係書類を添えて申請いたします。
下記業務の契約予定者の要件として、明石市税の納税状況の確認が必要なときは、市長が関係課に報告を求めることに同意します。

また、下記業務の見積合せの日の前日において、国税を完納していること(滞納していないこと)及び契約予定者として決定された場合においては、令和7年4月1日までの間に、国税の滞納がないことを証する納税証明書を提出することを誓約いたします。なお、国税の滞納がないことを証する納税証明書を提出できないときは、下記業務の契約予定者の決定が取り消されること及び指名停止措置(6か月)を受けることについて承諾するとともに、これらの措置の実施について、一切の異議を申し立てません。

また、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる以下の者のいずれにも該当しないことを併せて誓約いたします。

- (1) 指定暴力団員
- (2) 指定暴力団員と生計を一にする配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)
- (3) 法人その他の団体であって、指定暴力団員がその役員となっているもの。
- (4) 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者(前号に該当するものを除く。)

なお、該当するか否かの確認が必要なときは、明石市が兵庫県明石警察署長に照合することを承諾します。

本見積合せについては、令和7年度予算の成立を前提に行う年度開始前準備行為であり、本業務委託における予算が成立した場合には令和7年4月1日に契約を行うこととし、本業務委託における予算が成立しなかった場合には契約が行われないことを承諾します。この場合、本見積合せ等に要したすべての費用について明石市に請求することができず、本見積合せ参加者の負担となることをあわせて承諾します。

記

業務番号

2024200510

業務名

現場技術業務委託

配置管理技術者

資格

※ 公告文に対応する適正な配置予定業務責任者を必ず記入するとともに、当該管理技術者の資格及び雇用関係を証する書類(資格については資格証、免許証等の写し。雇用については保険証等の写し。)を添付してください。健康保険証の記号・番号はマスキングすること。記入又は添付がされていない場合は無効となります。

下記には記入しないでください。

審 査 結 果

適 ・ 否

見 積 書

業務名	現場技術業務委託
-----	----------

			十億			百万			千			円
金額												

上記の件について、日本国の法令及び明石市契約規則を遵守し、設計図書及び図面並びに現場等熟知のうえ、上記の金額をもって見積します。

なお、この見積合せは、談合行為（明石市業務委託契約約款第16条第1項各号の規定による受託者の違法行為をいう。）によるものではないことを約束し、これに違約して契約を締結したことが認められた場合には、同条の規定に従い、契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として支払うこと及び明石市からの損害賠償の請求に応じることを誓約します。

令和 年 月 日

明石市長 様

(見積者) 住 所

商号又は名称

代表者職氏名



※注 意 ○金額は訂正しないこと。

 ○見積書に記載する金額は、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を、見積書に記載すること。

業務費内訳書

業務名

現場技術業務委託

見積者
商号
代表者職氏名

印

業務費内訳書

業務名 (下記※1参照)	現場技術業務委託
見積者 (下記※1参照)	

区 分			費 目	積算の内訳 (下記※2参照)	金額 (下記※4参照)	備考
業務 原価 業務 価格	業 務 原 価	人件費(直接人件費＋法定福利費) (ア)	業務員の労務費 (下記※5参照)			
			法定福利費			
			その他			
	業 務 原 価	物件費(直接物品費＋業務管理費) (イ)	材料費			
			消耗品費			
			通信交通費			
			その他			
		合計 (ウ＝ア＋イ)				
	業 務 原 価	諸経費(一般管理費等) (エ)	一般管理費			
			その他			
		合計 (オ＝ウ＋エ)				見積書記載金額 (下記※3参照)

※ 次に掲げる事由に該当する業務費内訳書は、無効とします。

- 1 業務名がないもの
- 2 積算の内容に記載が全くないもの
- 3 業務価格の合計金額が入札書記載金額と異なるもの
- 4 金額欄の合計に誤りがあるもの
- 5 業務員の時間単価が、開札日における業務員が所属する事業所がある所在地の最低賃金額を下回るもの

※従業員1人当たりの賃金額(時額)が分かるように記載してください。

業務費内訳書作成手引（業務委託）

1 業務費内訳書は、次の場合に必ず作成し、提出してください。

財務室契約担当が発注する工事に直接関連しない業務委託に係る案件（水道局案件を含みます。）に参加する場合は、あらかじめ業務費内訳書を作成し、入札公告等で定める提出期限までに提出してください。

※1 工事に直接関連する業務委託及び単価で入札するものは除きます。

※2 単価契約の案件については、財務室契約担当が指定するものに限りします。

2 業務費内訳書は、次により作成してください。

(1) 業務費内訳書は当市指定の様式を使用して作成してください。

(2) 区分の考え方

① 次の区分ごとに「積算の内容」・「金額」の欄を記載してください。

ア 人件費（直接人件費）

業務に直接従事する技術者・作業員等が当該業務を行うため、その労働力を消費することによって発生する費用とします。なお、直接人件費の単価は、時間給とします。

（例）技術者・作業員等の労務費、法定福利費

イ 物件費（直接物品費＋業務管理費）

業務に直接従事する技術者・作業員等が当該業務を行うのに必要な物品費、現場従業員の研修訓練等に要する費用及び業務を実施するうえで、受託者が現場業務を管理運営するために必要な費用とする。

（例）材料、薬剤、潤滑油、事務用品等の消耗品、通信交通費、機械器具損料など

ウ 業務原価（ア、イの合計）

人件費（直接人件費＋法定福利費）、物件費（直接物品費＋業務管理費）の合計とします。

エ 諸経費（一般管理費等）

受託者が企業を維持管理していくために必要な一般管理費（営業費を含む）及び営業利益とし、直接人件費、法定福利費、直接物品費及び業務管理費を含まないものとします。

（例）役員報酬、現場従業員以外の従業員に対する給料手当、地代家賃、減価償却費など

オ 業務価格（ウ、エの合計）

業務原価及び諸経費（一般管理費等）の合計とします。

② 業務価格の構成は、業務内容等により、上記ア～エの区分での積算が不可能である場合は、新たな区分を設けて積算してください。

3 業務費内訳書の作成にあたっては、次の点に注意してください。

(1) 「出精値引 ー〇, 〇〇〇円」などのような経費の根拠が不明確となる記載はしないようにしてください。（入札は無効となります。）

- (2) 次に掲げる事由に該当する落札候補者のした入札は無効とします。
- ア 業務費内訳書の提出を求められているにもかかわらず、提出しないもの。
 - イ 業務費内訳書の積算の内訳に記載が全くないもの。
 - ウ 業務費内訳書の業務価格の合計金額が入札書記載金額と異なるもの。
 - エ 業務員の労務費の時間単価が、開札日における業務員が所属する事務所の存する所在地の地域別最低賃金額を下回るもの。
 - オ 業務費内訳書の作成にあたって、当市指定の様式を使用していないもの（ただし、業務費内訳書の形態からみて、当市指定の様式と同様のものを使用していると認められる場合を除きます。）
- (3) 提出された業務費内訳書は、返却しません。
- (4) 業務費内訳書の作成にあたり不明な点がある場合は、必ず事前に財務室契約担当に確認をしてください。

※ 提出された業務費内訳書は、当該業務委託の契約事務以外には使用しません。

業務費内訳書

記載例

業務名 (下記※1参照)	〇〇〇〇業務委託
見積者	株式会社 △△△△

区 分		費 目	積算の内訳 (下記※2参照)	金額 (下記※4参照)	備考
業務 価格	業務 原価	業務員の労務費 (下記※5参照)	業務員A(兵庫営業所) 〇〇〇〇円／時間×〇〇時間＝〇〇〇〇〇〇円 業務員B(大阪支店) 〇〇〇〇円／時間×〇〇時間＝〇〇〇〇〇〇円 業務ごとに労務費を記載する場合 業務C(兵庫営業所) 〇〇〇〇円／時間×〇〇時間×〇〇人＝〇〇〇〇〇〇円 業務D(大阪支店) 〇〇〇〇円／時間×〇〇時間×〇〇人＝〇〇〇〇〇〇円		
		人件費(直接人件費＋法定福利費) (ア)	法定福利費 社会保険料 ・健康保険 〇〇〇〇〇円 ・厚生年金 〇〇〇〇〇円 ・雇用保険 〇〇〇〇〇円 ・労災保険ほか 〇〇〇〇〇円		
		その他			
	物件費(直接物品費＋業務管理費) (イ)	材料費	材料 〇〇〇〇〇円 薬品 〇〇〇〇〇円		
		消耗品費	事務用品 〇〇〇〇〇円		
		通信交通費	出張旅費 〇〇〇〇〇円		
		その他	機械器具損料 〇〇〇〇〇円		
	合計 (ウ＝ア＋イ)				
	諸経費(一般管理費等) (エ)	一般管理費			
		その他			
合計 (オ＝ウ＋エ)				見積書記載金額 (下記※3参照)	

※ 次に掲げる事由に該当する業務費内訳書は、無効とします。

- 1 業務名がないもの
- 2 積算の内容に記載が全くないもの
- 3 業務価格の合計金額が入札書記載金額と異なるもの
- 4 金額欄の合計に誤りがあるもの
- 5 業務員の時間単価が、開札日における業務員が所属する事業所がある所在地の最低賃金額を下回るもの
※従業員1人当たりの賃金額(時額)が分かるように記載してください。

業務実績調書

明石市長 様

住 所
商号又は名称
代表者職・氏名

電 話 番 号
F A X 番 号

業 者 コ ー ド	
-----------	--

業務名	現場技術業務委託
-----	----------

実績とする業務	
業務名	
発注機関名	
業務場所	
契約金額	
業務期間	自 年 月 日 至 年 月 日
受注形態	元 請
業務概要	
特記事項	

※ 実績については、公告文中の見積合せ参加要件に該当する実績を記入してください。
※ 上記業務内容が確認できる「契約書の写し」及び「特記仕様書（発注機関が発行する業務実績証明書でも可）等」を必ず添付してください。
※ 業務実績が複数にわたり、記入しきれない場合には、本書をコピーしてください。

配置予定管理技術者調書

明石市長 様

住 所
商号又は名称
代表者職・氏名

電 話 番 号
F A X 番 号

業 者 コ ー ド	
-----------	--

業務名	現場技術業務委託
-----	----------

配置予定管理技術者		
氏名		
保有する国家資格等		
取得年月日	年 月 日	
業務経験	業務名	
	従事役職名	

※ 業務経験に掲げる業務名は、公告文中の見積合せ参加要件に該当する業務を記入してください。
※ 配置予定管理技術者が上記業務に従事したことを証する書類を添付してください。
(本案件において必要とする資格取得後5年以上の実務経験を証する書類(写)は、公告日から5年以上前に資格を取得し、かつ、当該資格を取得した日から公告日までの間において当該資格を必要とする業務に1件以上従事したことが確認できる「契約書の写し」及び「特記仕様書等」(テキストの「業務カルテ」でも可)とします。)

設計図書等に関する質問書

令和 年 月 日

明石市長 様

会 社 名

業 務 名	現場技術業務委託
-------	----------

上記業務について、次のとおり質問します。

No.	質 問 内 容	図面No.	仕様書(頁)
1			
2			
3			
4			

質問に対する回答(質問回答書)は、明石市ホームページに掲載します。

○公募型見積合せの実施について

見積合せ参加者は、必ず事前に【令和7年度 年度開始前準備行為公募型見積合せQ & A】の内容をご確認ください。

また、制限付一般競争入札の「共通の注意事項」及び「応募案内」（明石市ホームページ → 入札情報 → 入札コーナー）を準用することとしますので、必ず案件に対応するものをご確認ください。

○国税の完納に関する誓約及び国税の滞納がないことを証する納税

証明書の提出について

公募型業務委託見積合せ参加申請書に国税の完納に関する誓約の文言が記載されています。見積合せに参加する場合は、この参加申請書を使用するとともに、誓約内容をよく確認してください。

契約予定者は、令和7年4月1日までに国税の滞納がないことを証する納税証明書の提出が必要となります（見積合せの日の前日以降の発行日のもの（写し（PDF形式を含む）でも可）に限ります。）。

国税の完納を誓約したにもかかわらず、国税の滞納がないことを証する納税証明書が提出できない場合は、契約予定者の決定の取消し及び指名停止措置（6か月）の対象となりますのでご注意ください。

○指定暴力団員等に該当しない旨の確認手続きについて

平成27年7月1日以降、明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱第5条第1項の規定により、契約予定者となった場合には見積合せ参加時に提出していただく「公募型業務委託見積合せ参加申請書」とは別に、令和7年4月1日までに自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した暴力団排除に関する「誓約書」の提出が必要となります。

提出されていない場合には契約を締結しません。

この場合において、見積合せ等に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、入札参加者の負担となりますのでご注意ください。

また、明石市入札参加者等指名停止基準別表第2第8項第9号アの規定により、指名停止措置（3か月）を行います。

○明石市税の納税状況の確認について

納税状況の確認は、税務室納税課 TEL（078）918-5016 までお願いします。

※その他、公告文の記載内容を十分にご確認ください。